東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部
２０２５年5月１０日発行
第３１号（通巻第３５１号）
発行者：星山 圭　編集者：教育・広報部

新潟地方本部エルダー協議会
第4回定期総会

とき：2025年5月25日(日)
14時00分より
ところ:万代市民会館

在来線保線部門の組織再編で技術力向上は？働きがい実現は？

申11号で解明要求を提出

新潟地本は5月2日、申11号・「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」に関する申し入れを提出しました。施策の詳細や支社の考え方などについて20項目にわたり解明を求めました。

新潟地本は4月17日に団体交渉を行い「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」の提案を受けました。

保線設備技術センター及び保線技術センターの体制を見直すとして、現業機関の見直しや業務の融合と連携、認定線区保守業務の適用エリア拡大などを実施するとしました。

今提案の目的は、経営環境の変化を踏まえ、スピード感を持って柔軟に業務を推進すると共に、活躍フィールドを広げることであるとしています。

厳しい経営環境の中で10年先を見据え、今施策で提案されている現業機関の見直しや、組織の融合と連携の必要性は理解できる一方で、施策を担う社員の安全・健康・ゆとりが担保され、そして社員の技術力の向上や働きがいが実現されることが必要です。

提案を受けて以降、東日本ユニオンには組合員・社員から多くの疑問の声が寄せられており、現場視点での社員の理解・納得が必要不可欠であることから新潟地本は5月2日、申11号・「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」に関する申し入れを提出しました。

■申11号　申入れ項目

「変革２０２７」の実現に向けて

1．入社7年目までの育成プランにおける成果と課題を明らかにすること。
2．入社7年目までおこなっている「育成シート」の活用方法を明らかにすること。
3．設備管理をおこなえる技術者育成の課題を明らかにすること。
4．本施策を実施し、どのように技術力向上を図っていくのか明らかにすること。
5．管理者のマネジメント能力に対する課題を明らかにすること。

「将来ビジョンの実現に向けた組織の見直し」

6．各保線センターの要員数を明らかにすること。
7．各保線センターの要員配置の考え方を明らかにすること。
8．保線センターに予算担当を配置するのか明らかにすること。
9．工事統括の業務内容を明らかにすること。
10．計画推進チームにおけるグループリーダーの役割を持つ副長を配置するのか明らかにすること。
11．どのような場合に「専門チーム」が発足するのか明らかにすること。
12．「専門チーム」が発足するまでのフローを明らかにすること。
13．「専門チーム」の編成される社員指定の基準を明らかにすること。
14．「専門チーム」の編成にあたり、各保線センターから必ず社員指定されるのか明らかにすること。
15．「専門チーム」の編成にあたり、社員と面談をおこなうのか明らかにすること。
16．「専門チーム」の業務を担う社員は、保線センターでの担務を持つのか明らかにすること。
17．「担務変更」をおこなう場合の社員への周知期間を明らかにすること。
18．「担務変更」をおこなう場合、社員とどのようにコミュニケーションを図るのか明らかにすること。
19．現在の認定線区における課題を明らかにすること。また、課題解決に向けた今後の取り組みを明らかにすること。
20．今後も認定線区基準を満たした場合は拡大をしていくのか考え方を明らかにすること。

設備職場で働く社員の目線で会社施策に対する解明を議論

第2回設備職場組合員集会

新潟地本は4月29日に総勢12名が出席し設備組合員集会を開催しました。

4月17日に会社提案を受けた「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」の解明要求等について議論しました。

組合員だけでなく、提案を受けてから各職場で東日本ユニオンの組合員以外の社員から寄せられた問題や疑問も持ちより議論を行いました。

保線を中心として、各系統の目線からも多くの疑問について全員で議論し、20項目に渡り、要求に向けての解明要求を作り上げることができました。

今後は、解明団交の状況を踏まえながら今施策が、「安全で働きやすい職場」、「安全・健康・ゆとり」が担保されるものになるよう全組合員、未加入の社員も交えて最後まで取り組んで行きます。

就業規則に則った勤務指定求める

申10号・勤務指定に関する申し入れ提出

社員の勤務指定に関しては就業規則第63条により、「翌月各日の始終業時刻及び休憩時間の配置」を毎月25日までに勤務指定表により指定すると定められています。

社員が就労日・就労内容を確実に把握し、就労に万全な体制で臨むことで「安全・安定輸送」の実現につながります。

しかし今年2月25日に行われた3月の勤務指定では、一部の職場においてダイヤ改正後の始終業時刻や休憩時間（運用行路、交番順序）が示されませんでした。

就業規則に則らない勤務指定に対して現場で働く社員、組合員から不安や疑問の声が東日本ユニオンに寄せられました。

就業規則に則った勤務指定が行われる必要があるとの認識から新潟地本は4月17日、申10号として勤務指定に関する申し入れを提出しました。

■申10号　申入れ項目

1．毎月25日の勤務発表において、翌月各日の始終業時刻を明確に示すこと。
2．乗務業務の勤務発表は乗務員運用行路表を閲覧できるようにすること。